

準備書類		サービス区分
1 職員（従業者）に関するもの		
①	勤務予定・実績一覧表 [事前提出した月以降から直近までのもの]	運営指導の対象となっている 全サービス
②	勤務状況等が確認できるもの（タイムカード、出勤簿等）	
③	雇用が確認できるもの（雇用契約書、就業規則等）	
④	資格が確認できるもの	
⑤	健康診断の記録	
⑥	秘密保持の誓約が確認できるもの	
⑦	給与支給簿、給与受領簿等	
⑧	社会保険の適用が確認できるもの	
2 サービス提供に関するもの ※利用者ごとにファイリングしている場合はそのままご用意ください。		
①	サービス利用に係る契約書	運営指導の対象となっている 全サービス
②	個人情報の使用に関する同意書	
③	利用者の受給資格が確認できるもの（受給者証の写し等）	
④	市区町村への契約内容の報告資料	
⑤	アセスメント（心身の状況の把握）に係る書類	
⑥	サービス提供に関する計画（居宅介護計画、支援計画シート（行動援護事業等）、サービス等利用計画、個別支援計画等）	
⑦	サービス担当者会議に係る記録	※1
⑧	モニタリング(計画の実施状況の把握)に係る書類	運営指導の対象となっている 全サービス
⑨	医療機関、他の福祉サービス事業者等との連携の記録	
⑩	サービス提供の記録（テレサ、支援記録、日誌等） [過去1年間分]	
⑪	サービス提供実績記録票 [過去1年間分]	
⑫	工賃（賃金を含む）の支給に係る書類	※2
3 介護給付費等の請求に関するもの		
①	介護給付等の請求書・明細書（加算を請求している場合、拳証資料） [過去1年間分]	運営指導の対象となっている 全サービス
②	利用者負担額や必要経費等の請求書、領収書の写し	
③	法定代理受領通知	
④	定員超過利用減算に係る利用実績記録票（参考：日中系・療養介護・障がい児通所・障がい児入所） [過去1年間分]	※3
⑤	就労継続支援 A 型事業所におけるスコア表作成の根拠となる書類	就労継続支援 A 型
4 事業運営に関するもの		
①	研修に関する記録（年間研修計画、研修資料等）	運営指導の対象となっている 全サービス
②	業務日誌（作成している場合）	
③	事業所の広告、パンフレット等（作成している場合）	
④	苦情や要望に関する対応記録	
⑤	事故やひやりはつとに関する対応記録	
⑥	事故発生報告書（報告が必要な事故が発生した場合）	
⑦	賠償保険に関する書類	
⑧	貸借対照表、事業収支計算書及び内訳書、資金収支計算書及び内訳書 [前年度分]	
⑨	現金出納簿、総勘定元帳等会計処理に関する書類 [前年度分]	
⑩	事業者指定申請書・変更届出書等の写し	
⑪	車両運行記録、車検証（送迎サービスを実施する場合）	※3
⑫	非常災害の避難訓練に関する記録	※4
⑬	就労支援事業に関する会計書類 [前年度分]	※5

※1 訪問系(居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、移動支援)を除く全サービス

※2 生活介護、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、就労移行支援、障がい者支援施設等、障がい児入所施設のみ

※3 療養介護、生活介護、自立訓練(機能・生活)、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、就労移行支援、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービス、障がい者支援施設等、障がい児入所施設のみ

定員超過利用減算に係る利用実績記録票の様式は、本市 HP(<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000604364.html>)に掲載しています。

※4 療養介護、生活介護、自立訓練(機能・生活)、就労継続支援(A型・B型)、就労移行支援、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービス、障がい者支援施設等、障がい児入所施設、共同生活援助のみ

※5 生活介護、就労継続支援(A型・B型)、就労移行支援

準備書類		サービス区分
5 虐待防止に関するもの		
①	虐待防止委員会の設置がわかるもの（虐待防止担当者、構成員の責務及び役割分担等） ※身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営することも可能	運営指導の対象と なっている 全サービス
②	虐待発生（不適切な対応事例も含む）報告書（事例がない場合はその様式）	
③	虐待防止委員会の開催に係る記録	
④	虐待防止研修に関する記録（研修資料等）	
⑤	虐待防止のための指針（作成している場合）	
6 身体拘束等の適正化に関するもの		
①	身体拘束適正化検討委員会の設置がわかるもの（身体拘束適正化担当者、構成員の責務及び役割分担等） ※虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも可能	※6
②	身体拘束等の適正化のための指針	
③	身体拘束等報告書（事例がない場合はその様式）	
④	身体拘束適正化検討委員会の開催に係る記録	
⑤	身体拘束等の適正化研修に関する記録（研修資料等）	
7 ハラスメントの防止に関するもの		
①	ハラスメントの防止のための方針がわかるもの（就業規則等）	運営指導の対象と なっている 全サービス
②	苦情・相談に対応するための体制がわかるもの（対応担当者、相談窓口、相談フローチャート等）	
③	ハラスメントの防止のための取組に関するもの（取組みを実施されている場合）	

※6 就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障がい児相談支援、地域移行支援、地域定着支援を除く全サービス

《 参 考 》

【虐待防止及び身体拘束適正化】

- ・「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001282170.pdf>
- ・「障害者虐待防止の理解と対応」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

【ハラスメント防止】

- ・「職場におけるハラスメントの防止のために（セクシュアルハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html
- ・「障害福祉の現場におけるハラスメント対策」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789_00012.html